



男女共同参画会議

男性の暮らし方・意識の変革に関する専門調査会

特別用途食品制度について

平成28年11月14日

消費者庁食品表示企画課

特別用途食品とは

- 乳児の発育や、妊産婦、授乳婦、えん下困難者、病者などの健康の保持・回復などに適するという特別の用途について表示を行うもの(特別用途表示)。
- 特別用途食品として食品を販売するには、その表示について消費者庁長官の許可を受けなければならない(健康増進法第26条第1項)。
- 表示の許可に当たっては、規格又は要件への適合性を審査し、許可。

【現在の特別用途食品】

特別用途食品

病者用食品

許可基準型
低たんぱく質食品
アレルゲン除去食品
無乳糖食品
総合栄養食品

個別評価型

妊産婦、授乳婦用粉乳

乳児用調製粉乳

えん下困難者用食品

特定保健用食品

特別用途表示の範囲

食品（原則として、保健の機能や栄養成分の機能の表示をすることができない）

医薬品

《健康食品》

【栄養機能食品】

栄養成分の機能の表示ができる
 (例) カルシウムは骨や歯の形成に必要な栄養素です。

ビタミン
ミネラル等

【特定保健用食品】

保健の機能の表示ができる
 (例) おなかの調子を整えます。



食物繊維
オリゴ糖
他

【特別用途食品】

特別の用途に適する旨の表示ができる。

(例) たんぱく質の摂取制限を必要とする腎疾患等の方に適した食品です。



【機能性表示食品】

企業等の責任において保健の機能の表示ができる
 (疾病リスク低減表示を除く)

- ・医療用医薬品
- ・一般用医薬品

医薬部外品



広義の特別用途食品



狭義の特別用途食品

○健康増進法(平成十四年法律第百三号) (抄)

(特別用途表示の許可)

第二十六条 販売に供する食品につき、乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用その他内閣府令で定める特別の用途に適する旨の表示(以下「特別用途表示」という。)をしようとする者は、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

○健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令
(平成二十一年内閣府令第五十七号) (抄)

(特別の用途)

第一条 健康増進法第二十六条第一項の内閣府令で定める特別の用途は、次のとおりとする。

- 一 授乳婦用
- 二 えん下困難者用
- 三 特定の保健の用途